

集中豪雨に備えた河川改修及び雨水管渠等の整備に関する意見書

令和2年7月豪雨は、河川の氾濫等により大規模な浸水被害が発生するなど、全国の広範な地域で甚大な被害をもたらした。また、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的な集中豪雨も全国的に多発している。

このような中、本市においても、名古屋駅をはじめとした広い地域で浸水被害が想定されるなど、堤防の決壊や河川氾濫に対する市民の不安が広がっており、河川改修をはじめ、雨水管渠や下水道施設の整備などの対策を実施し、治水安全度のさらなる向上を図ることが喫緊の課題となっている。

本市では、これまで防災・安全交付金制度等も利用しながら、河川改修事業、下水道施設整備事業による浸水対策を実施するとともに、老朽化が進む河川ポンプ施設、雨水管渠及び下水道施設等の適切な維持更新を図ってきたところである。

しかしながら、河川改修等のハード整備には多額の費用を要することから、地方公共団体のみで迅速かつ十分な対策を行うことは困難であり、国による予算措置が必要不可欠である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、災害に強いまちづくりを着実に推進するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 河川の改修及び維持修繕に対する財政支援を拡充すること。
- 2 雨水管渠の整備及び維持修繕に対する財政支援を拡充すること。
- 3 下水道施設の整備及び維持修繕に対する国庫補助の要件緩和など、下水道整備への財政支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

名 古 屋 市 会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
国土交通大臣		
内閣府特命担当大臣 （ 防 災 ）		